

いじめ防止基本方針



木津川市立城山台小学校

目 次

はじめに	1
1 いじめに対する基本認識	
(1) いじめの定義	
(2) いじめの基本認識	2
(3) いじめの態様	2
(4) いじめの構造	3
2 いじめの未然防止	
(1) 人権教育の充実	3
(2) 道徳教育の充実	3
(3) 体験活動の充実	3
(4) 「ことばの力」の育成	4
(5) 児童の主体的な活動の充実	4
(6) 居場所づくり	4
(7) 未然防止策の効果検証と見直し	4
(8) 家庭・地域との連携	4
(9) 未然防止策の計画の作成や実施に当たって	4
3 いじめの早期発見	
(1) いじめアンケートの実施	5
(2) 相談しやすい環境づくり	5
(3) 定期的な教育相談の実施	5
(4) 教職員研修の充実とチェックリストの活用	5
(5) 家庭や地域との連携	5
(6) 関係機関との連携	6
4 いじめへの対応	
(1) 初期対応	6
(2) 事実の確認	6

(3)対応の方針決定及び指導		6
(4)保護者との連携		7
(5)関係機関等との連携		7

5 いじめ問題に取り組む体制の整備

(1)「城山台小学校いじめ対策委員会」の設置		8
------------------------	-------	---

6 インターネットいじめへの対応

(1)インターネットいじめの未然防止		8
(2)インターネットいじめの早期発見・早期対応		9

7 重大事態への対処

(1)重大事態とは		10
(2)重大事態の発生時の学校の対応		11

【資料編】

相談に関する専門機関		12
------------	-------	----

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その児童の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題です。

木津川市立城山台小学校では、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、木津川市教育委員会や各家庭、その他関係者との連携のもと、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条の規定、及び、京都府いじめ防止基本方針」（平成 30 年 4 月改訂）に基づいて、いじめの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止基本方針」を適宜見直して策定します。

Ⅰ いじめに対する基本認識

いじめは「人として決して許されない行為である」とともに、次のことを十分認識し、教職員だけでなく、すべての関係者が連携していじめ防止等の対策にあたります。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第二条 より】

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 より】

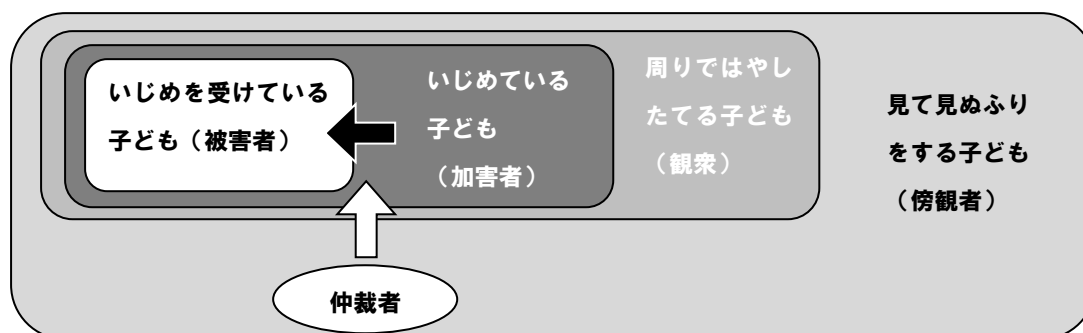
(2) いじめの基本認識

- ① いじめは、人として決して許される行為ではない。
- ② いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、全ての児童に関係する問題である。
- ③ いじめは教師や大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは「いじめられているということを知られたくない」「仕返しが怖い」等という子どもの心理がはたらくことがあるため、大人には相談しにくい問題である。
- ⑤ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や文句、いやなことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる

(4)いじめの構造



2 いじめの未然防止

いじめ問題において、未然防止に取り組むことは最も重要です。

個々の児童の豊かな心をはぐくむとともに、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に悪化しない、いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくることが大切です。

そのために、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるための、年間を見通した予防的、積極的な取組を、計画的・組織的に取り組んでいきます。

(1)人権教育の充実

人権教育の取組を教育活動全体に位置づけ、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の涵養を図り、いじめは「相手の人権をふみにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させ、人の痛みを感じることができる心を育成します。

(2)道徳教育の充実

道徳の時間を要として、人権教育をはじめ各教科や総合的な学習の時間及び特別活動との密接な連携を図りながら、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めることで、望ましい他者とのかかわり方や規範意識を育成します。

(3)体験活動の充実

各教科等における他者、社会、自然との直接的なかかわりによる体験活動を充実させるとともに、本校の強みである地域の力や施設等を活用し、ボランティア活動や福祉体験、就労体験等を積極的に実施することで、自己存在感をもち、人と関わることの喜び

(共感的人間関係)や、役に立てた充実感(自己有用感)を体験することで、共に生きる心を育成します。

(4)「ことばの力」の育成

日々の授業やあらゆる学校生活の場面において、感じる・伝える・考える「ことばの力」の育成を意識したあらゆる取組を展開することで、児童生徒の認識力・思考力・判断力の向上を図り、正しいコミュニケーションによって望ましい人間関係を築ける児童生徒を育成します。

(5)児童の主体的な活動の充実

児童会活動等で、いじめ根絶に向けた児童主体の異年齢集団の取組を積極的に実施することで、児童のいじめ根絶に対する意識の向上を図ります。

また、保幼小の連携など異年齢交流や地域と協力した活動等を通して、互いに認め合い、助け合える児童を育成します。

(6)居場所づくり

いじめ加害に影響する要因のひとつであるストレスの緩和に向け、授業や行事等の中で、過度な「競争的価値観」や「不機嫌・怒り」「友人ストレッサー」を生まない取組を推進します。

そのためには、わかりやすい授業の工夫や、授業規律の確立を目指すとともに、授業や行事等の中で、どの児童も落ち着ける場所をつくることと、すべての児童が活躍できる場面をつくりだす工夫に努めます。

(7)未然防止策の効果検証と見直し

上記の取組等を、課題発見・目標設定・計画策定・取組実施のそれぞれについての適否を定期的に検証するなど、PDCAサイクルによる計画的な取組をすすめます。

(8)家庭・地域との連携

家庭や地域の協力を得るため、上記の取組等をホームページやたよりを使って、広く広報に努めます。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察経験者等、いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携を図る取組を推進します。

(9)未然防止策の計画の作成や実施に当たって

いじめの未然防止のための年間計画の作成やその具体的な実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの意見を十分取り入れるよう努めます。

3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながります。

しかし、いじめは教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすく、エスカレートしやすいものです。そのことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない目をもつための取組を充実します。さらに、保護者や地域との連携をして、情報を収集する等の取組に努めます。

(1)いじめアンケートの実施

いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行い、その取組の成果を評価し改善するための指標とするため、アンケートを定期的の実施します。

- ・実施時期 1学期及び2学期
- ・実施内容 市が作成した「いじめに係るアンケート」

(2)相談しやすい環境づくり

日頃からの児童との信頼関係づくりをすすめるため、子どもと向き合う時間の確保に努めます。また、直接相談しにくい児童のため、教師から積極的な声かけや児童の文章（日記等）からも児童理解を行うなどの工夫をします。

児童がいじめを大人に相談することは、非常に勇気がいる行動であり、相談することでいじめの対象になったりいじめが助長されたりする可能性があることも十分認識した上で、いじめの相談を受けたときの対応には細心の注意を払います。

さらに、日頃から「いじめられた子を最後まで守り抜く」気持ちを持ち続けるとともに、その姿勢を児童に伝えることで、相談しやすい環境をつくります。

(3)定期的な教育相談の実施

日常的な相談活動に加えて、いじめアンケートの結果を踏まえた上で、すべての児童を対象とした教育相談を実施します。

- ・実施時期 1学期及び2学期にいじめアンケートを実施した後の期間
- ・実施方法 個別に時間を設定し、児童と面談を行う。

(4)教職員研修の充実とチェックリストの活用

教職員がいじめ対応そのものに関する研修や、教職員の「気づき」の力を高める研修等を計画的・定期的の実施します。

(5)家庭や地域との連携

学校がいじめに関する基本方針やいじめアンケートの結果等を、PTAの各種会議や保護者会等において情報提供するとともに、積極的に意見交換を行い、保護者と協力していじめ問題に対応します。

また、保護者対象のいじめに関する研修会や講演会を実施したり、「家庭用子どものサイン発見リスト」の活用を促したりすることで、家庭教育の大切さを具体的に理解してもらいます。

さらに、学校の実践や教育委員会の実践の広報活動を、HPや学校だより等で行うことで、地域の関心を高め、地域ぐるみでいじめ問題に対応します。

(6)関係機関との連携

日頃からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察、法務局、児童相談所等との連携を図り、協力していじめ問題に取り組みます。

4 いじめへの対応

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、以下の点に留意しつつ、学年及び学校全体で早急に対応することが必要です。

(1)初期対応

- ①直ちに学年の教師や学年主任等に報告の上、管理職も含め、組織的に対応する。
- ②いじめを受けた児童やいじめを通報してきた児童の安全を直ちに確保する。

(2)事実の確認

- ①個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立っておこなう。
- ②事実確認の際には、児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ③いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、組織的に判断する。
- ④いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、当該児童をきめ細かく観察したり、周辺の状況等を客観的に確認したりする。

(3)対応方針の決定及び指導

- ①対応・指導のねらいを明確にし、共通認識を図る。
- ②いじめの認知から対応方針の決定までは、いじめを認知したその日のうちに対応することを原則とする。
なお、いじめが重篤な場合や、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合等は、把握した状況をもとに十分に検討し、慎重に対応する。
- ③いじめを受けた児童へは、必ず解決できる希望がもてることを伝えるなど、心配や不安を取り除くよう努める。必要がある場合は、いじめた側の児童を別の教室等において学習させる等の措置を行う。
- ④いじめた側の児童に対しては、いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、その児

童の背景にも目を向けながらも「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度で指導し、状況に応じて適切な懲戒を与える。

- ⑤その行為が「いじめに当たる」と判断した場合であっても、好意から行った行為が意図せずに相手側に心身の苦痛を感じさせてしまった場合等については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。
- ⑥いじめを傍観していた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童に対してはそれらの行為は、いじめに荷担する行為であることを十分に理解させる。

(4)保護者との連携

- ①いじめを受けた児童の保護者へは、家庭訪問等で直接面談し、事実関係を適切に伝えるとともに、適宜連絡を密に取る。
- ②いじめた側の児童の保護者へは、正確な事実関係を説明するとともに、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。また、当該児童の変容を図るために、家庭とともに今後のかかわり方等を一緒に考える。

(5)関係機関等との連携

- ①いじめ行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、警察へ早期に相談する。
- ②関係機関等との間で連絡窓口となる教職員を事前に指定し、関係機関に周知する等の連携を図る。
- ③いじめを認知した場合には、適宜、教育委員会に報告する（重大事態以外は月例報告）。

(6)いじめの解消

- ①いじめは、単に謝罪を持って安易に解消するとすることはできない。
- ②いじめが「解消している状態」とは、「いじめに係る行為が止んで相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること」と「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」が満たされている必要がある。ただし、満たされていても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(7)いじめ解消後の継続的な指導

- ①いじめが再発する可能性が十分あることを踏まえ、被害児童及び加害児童について日常的に注意深く観察を行い、適宜、必要な心のケアや指導を継続的に行う。
- ②再発防止のために事例を検証し、日常的に取り組む内容を検討の上、いじめを許さない学級・学校づくりの取組を計画的に進める。

5 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けて、その取組を検証したり、問題発生時に、早急かつ的確に対応し、早期に解決を図るための体制を整備します。

(1)「いじめ対策委員会」の設置

本校においては、いじめの早期発見及びいじめへの対処を実効的におこなうため、その中核となる委員会を、以下の主な役割や構成員により設置します。

【主な役割】

- ①学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成（研修計画等も含む）・実行・検証・修正の中核となる。
- ②自校のいじめの実態を把握し、対策を検討するため定期的に会議を開催するとともに、状況に応じて臨時に会議を開き、いじめ問題に対応する。
- ③いじめの相談・通報の窓口となる。
- ④いじめの疑いに関する情報（いじめアンケートや教育相談等の結果）や児童の問題行動に係る情報の収集と記録を行うとともに、全教職員に情報の共有を図る。
- ⑤いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的にするための中核となる。

【構成員】

○管理職 ○教務主任 ○生徒指導担当 ○教育相談担当 ○養護教諭

【組織構成上の留意点】

該当児童の担任等、児童とかかわりの深い教職員やスクールカウンセラーを状況に応じて適宜加える等、柔軟性をもたせた組織とする。また、学校医や学校評議員、PTA役員等にも協力を得られる体制を整備する。

6 インターネット上のいじめへの対応

急速に進歩しているインターネット上やスマートフォン上で行われるいじめに対応するため、インターネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

(1)インターネット上のいじめの未然防止

学校での情報モラルに関する指導は重要ですが、学校の指導だけでは限界があり、家

庭での指導が不可欠であることから、以下のことについて家庭・保護者と連携し、双方で指導を行う必要があります。

【学校が取り組むべきこと】

- ① 情報モラルに関することを児童や保護者に伝えることで、家庭との連携を図る。
- ② インターネットいじめ防止に関する情報や協力依頼を、PTAの各種会議等で積極的に広報するとともに、PTAと連携して、最新の情報モラルに係る問題についての研修会を実施するなど、保護者の関心を高める取組を実施する。
- ③ 他のいじめへの未然防止と同様、児童会等の取組を積極的に支援し、児童の意識の向上を図る。

【家庭に協力を依頼すること】

- ① 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であるため、その使用方法や使用時間などの具体的なことについて、ルールを決めてもらうよう協力を求める。
- ② 特に、携帯電話・スマートフォンを持たせることの必要性については、家庭において十分検討してもらうよう啓発を行う。

(2)インターネット上のいじめの早期発見・早期対応

インターネット上のいじめは、学校等での人間関係に起因するものの、学校内で行われることがほとんどなく、さらに発見しにくいいじめの一つです。そのために、学校における児童一人一人への予断を許さない観察はもちろん、家庭での気づきを促す取組が必要です。

【学校が取り組むべきこと】

- ① いじめアンケートにインターネット上のいじめに関する内容を加えて実施することで、児童の状況を把握し、対策を検討する。
- ② 書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法について研修するとともに、保護者への助言や協力を依頼する。

【家庭に協力を依頼すること】

- ① 家庭においては、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけるよう、未然防止と合わせて保護者への啓発を行う。
- ② 日常的に児童の携帯電話、スマートフォン、パソコンの使用状況について、適切に把握するよう注意を呼びかける。

7 重大事態への対処

万が一、いじめによる重大な事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、同種の重大事態の発生を防止するため、速やかに対処しなくてはなりません。

(1) 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法 第二十八条 より】

・「いじめにより」とは

各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめであることを意味する。

・「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば

- 児童生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

・「相当の期間」とは

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらない。

【文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」 より】

○児童生徒又は保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申出があったときには、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。その場合、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施します。

(2)重大事態の発生時の学校の対応

- ①学校は速やかに市教育委員会へ報告する。(まず第1報で、その後別紙様式で)
- ②学校と市教育委員会との協議の上、速やかに組織(特段の事情がある場合を除き、専門家及び第三者を含む)を設け、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討に向けて調査を行う。また、調査にあたって、市教育委員会から必要な指導及び支援を受け、調査を始める前に、対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。なお、調査でアンケート等を実施する際はその結果を、いじめを受けた児童及びその保護者に提供する場合があることを調査対象となる在校生及びその保護者にも説明しておく。
- ③学校及び市教育委員会は、調査機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ主体的に再発防止に取り組む。
- ④いじめを受けた児童及びその保護者に対する調査結果の提供は、学校と市教育委員会が連携し適切に行う。また、適時・適切な方法で経過報告も行う。
- ⑤情報の取り扱いには十分に配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはあってはならない。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合には、直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要である。

相談に関する専門機関

- ◇ 全国統一24時間いじめ相談ダイヤル（24h対応）
0570-0-78310
- ◇ 京都府総合教育センター・ふれあいすこやかテレフォン（24h対応）
※教職員の相談も受け付けています。
075-612-3268（3301）
0773-43-0390
メール相談 <http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>
- ◇ ネットいじめ通報サイト（24h対応）
<http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/netijime.htm>
- ◇ 少年サポートセンターヤングテレホン（24h対応）
075-551-7500
- ◇ 京都いのちの電話（24h対応）
075-864-4343
- ◇ 子どもの人権110番
0120-007-110
- ◆ 木津川市いじめ防止等対策チーム（木津川市教育委員会学校教育課内）
0774-75-1230（午前8時30分～午後5時）